



## 過半数代表 湯瀬氏からの報告です

# 複数人での議論について東京支社は「問題無い」と回答 しかし、協議については拒否されました

4月20日、再度勤労課と36協定締結に向けた、形式面の話し合いを行いました。

以前にもお知らせした通り、36協定締結に向けた協議のあり方として、労働者代表と使用者側の協議人数は「労使対等」の原則に基づくと同時に実効性のある36協定の締結のためには、協議の中身を充実するべく複数人とすることを求めてきました。

しかし、これまで何度も同じ回答を会社は繰り返し、今回の話し合いも東京支社・勤労課は「選挙で信任された湯瀬さんと話す」と一点張りでした。

協議する人数について、勤労課に「法律上の制限があるのか？」確かめたところ

「法的に根拠は無い」

「複数でやる事も問題無い」

「会社のルールでも無い」

「しかし議論はできない」

という驚くべき回答がきました。

労働者代表として、これまで求めてきた複数人参加での協議を会社は「問題無い」と認めているのに、なぜ協議は行なえないのでしょうか？理解に苦しみます。

意味がわからなくても、納得しなくても会社の言うことを聞け、という態度が滲み出ているとしか言いようがありません。このような対応はまさに官僚化の極みであり、今のJR東日本会社の企業体質に危機感を感じてなりません。

会社の意向に沿わないことを理由に、法的にも問題無いにも関わらず、いたずらに協議を拒否し、私(湯瀬氏)に対する悪者論を作りだすような行為は、社員に動揺を与えるばかりか、実効性ある36協定の締結を妨げることになりかねず、到底容認しうるものではありません。

勤務作成の時期に入りますが、問題無いことを問題として36協定締結に向けての議論を前に進めようとならない使用者側の態度は、極めて現場で苦勞して働く労働者のことを蔑ろにしているとしか言いようがありません。

社員の皆さん、私(湯瀬)は早期36協定の締結に向け尽力しますので、皆様のご支援・ご協力をお願い致します。

2021年 4月 20日  
大田運輸区過半数代表 湯瀬 宏彰